

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、市職員の給与について民間との較差等を基に、次の措置をとるよう勧告する。

記

1 令和 7 年 4 月の公民較差等に基づく給与改定

(1) 給料表

報告の 7 の(1)のイの(ア)で述べた趣旨を踏まえ改定すること。

(2) 初任給調整手当

人事院勧告の趣旨を考慮し、福岡市内に勤務する国家公務員に対する当該手当の支給額の改定があった場合には、当該改定に準拠した改定を行うこと。

(3) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和 7 年 12 月期の支給割合

(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の職員

期末手当の支給割合を 1.275 月分（管理職職員等にあつては、1.075 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分（管理職職員等にあつては、1.275 月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

期末手当の支給割合を 0.725 月分（管理職職員等にあつては、0.625 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 0.525 月分（管理職職員等にあつては、0.625 月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び特定任期付教育職員

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

(7) (イ) 及び (ウ) 以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（管理職職員等にあつては、1.0625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（管理職職員等にあつては、1.2625月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7125月分（管理職職員等にあつては、0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5125月分（管理職職員等にあつては、0.6125月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び特定任期付教育職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

(1) 扶養手当

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに15歳に達した日後の最初の4月1日から22歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、福岡市職員の給与に関する条例（昭和26年3月31日福岡市条例第18号）第9条

第4項の規定により加算される前の額)を1人につき13,000円とすること。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員等の手当

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して、福岡市職員の給与に関する条例第10条の3に規定する住居手当を支給すること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

1の(1)(教育職給料表を除く。)及び(2)の改定は、令和7年4月1日から実施すること。また、1の(3)のアについては令和7年12月1日から、1の(3)のイ及び2については令和8年4月1日からそれぞれ実施すること。

(2) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものには、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

イ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額(扶養親族たる子のうちに15歳に達した日以後の最初の4月1日から22歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、福岡市職員の給与に関する条例第9条第4項の規定により加算される前の額)を1人につき12,300円とすること。